大容量泡放水砲等	自衛防災組織に備え付けるべき大容量泡放水砲の放水能力	現に備え付けている大容量泡放水砲の数量及び放水能力	備付けの場所	防災要員 人
※備　　考				

［別紙　略］

備考

［１・２　略］

３　様式（その２）について

［(1)～(9)　略］

⑽　石油コンビナート等災害防止法施行令第16条第３項の規定に基づき、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の２第３項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

⑾　石油コンビナート等災害防止法施行令第16条第４項の規定に基づき、普通泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の３第２項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

［４・５　略］

様式第８（第29条関係）

［(その１)　略］

（その２）

防　災　資　機　材　等				防災要員	
種　類	共同防災組織に係る特定事業所のうち最大の数量を備え付ける特定事業所の数量	共同防災組織に現に備え付けている数量及び性能	備付けの場所	各１台、各１基又は各１隻につき置いている人員	勤務又は待機の場所

大容量泡放水砲等	自衛防災組織に備え付けるべき大容量泡放水砲の放水能力	現に備え付けている大容量泡放水砲の数量及び放水能力	備付けの場所	防災要員 人
※備　　考				

［別紙　同左］

備考

［１・２　同左］

３　様式（その２）について

［(1)～(9)　同左］

［新設］

⑽　石油コンビナート等災害防止法施行令第16条第３項の規定に基づき、普通泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の２第２項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

［４・５　同左］

様式第８（第29条関係）

［(その１)　同左］

（その２）

防　災　資　機　材　等				防災要員	
種　類	共同防災組織に係る特定事業所のうち最大の数量を備え付ける特定事業所の数量	共同防災組織に現に備え付けている数量及び性能	備付けの場所	各１台、各１基又は各１隻につき置いている人員	勤務又は待機の場所